

基に自動作成することにより、帳票への転記等の事務を削減(平成18年度以降順次実施)。

・日計表の作成や保険料等の収納に伴って発生する帳票作成等について、現行システムでは管理されていない保険料や返納金等の債権情報のシステム化、現金出納簿への記載、現金払込書の作成などをシステム化することにより、集計や確認事務を削減(平成22年度実施)。

・キーボード入力による届書処理方式については原則廃止し、連続読み取りが可能で、読み取り項目数が多い届書を対象とした文字認識機能による電子化(平成22年度実施)。

・資格取得、資格喪失、算定基礎、月額変更等の届書に対する決定通知書の作成について、システムで保有している情報を基に自動出力することにより通知書作成事務を削減(平成19年度実施)

・紙媒体での決裁について、届書内容の必要情報を審査前に電子化し、電子決裁を可能とすることによる決裁処理の効率化及び起案者、審査者及び決裁権者の審査・決裁内容を明確化することによる決裁階層の最小化(平成22年度実施)。

イ 既保有情報の活用

社会保険オンラインシステムで保有している情報を活用し合理化する。これにより、年間延べ約4万人日分(試算値)の業務量の削減を見込む。

(ア) 裁定請求書のターンアラウンド

老齢厚生年金の請求については、社会保険庁で保有している情報を活用し、審査事務及び請求者の記載負荷の軽減を目的とし、システムで保有している住所、氏名、生年月日等の基本情報を印字した裁定請求書を事前に送付する取り組みを平成17年度より実施しているが、遺族給付及び障害給付の請求についても、コールセンターや社会保険事務所において請求者からの求めに応じて、基本情報を印字した裁定請求書の引渡しを可能とする(平成22年度実施)。

(イ) 年金審査業務における既保有情報の活用

これまで年金受給要件等の審査事務については、被保険者や加給年金対象者の加入記録などの既保有情報を出し、届書の記載内容及び添付書類と目視で突合し審査を行っているが、届書及び添付書類を審査前に電子化し、その電子データと既保有情報を連携させることにより、審査事務をシステム的に支援することを可能とする(平成22年度実施)。

ウ 他公的機関とのデータ連携

他公的機関と連携した以下の業務を合理化する。これにより、年間延べ約11万人日分(試算値)の業務量の削減を見込む。

(ア) 住民基本台帳ネットワークシステムの活用

住民基本台帳ネットワークシステムを活用して、年金受給者の生存確認を行うことにより、現況届の提出を省略する（平成 18 年度実施）。

また、年金受給者及び被保険者の氏名変更及び住所変更情報、並びに年金受給者の死亡情報については、住民基本台帳ネットワークシステムを活用することにより、届書処理を省略する（平成 23 年度実施予定）。

さらに、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した国民年金未加入者対策を実施する（平成 18 年度実施）。

(イ) 職業安定局との連携による雇用保険基本手当と老齢厚生年金支給調整の改善

雇用保険法による基本手当及び高年齢雇用継続給付と老齢厚生年金との併給調整に係るデータ提供において、提供方法の見直し及び頻度を上げ、データ反映の迅速化を図る。

これにより、雇用保険の受給終了後の老齢厚生年金の事後清算の事務処理等を早期化しサービスレベルを向上させる。

さらに、雇用保険の被保険者番号のあり方の検討にあわせ、より効率的に調整が行える方法について検討し、平成 19 年度末までにその効果と合わせ結論を得る。

(ウ) 労働基準局との連携による未適用事業所の適用対策

労働保険適用事業場情報と社会保険システムで保有している適用事業所情報を、登記コードをキーとしてシステム的に突合し、未適用事業所の抽出を行うことについて検討し、平成 22 年度までに実施する。

(エ) 共済組合からの情報提供による国民年金被保険者の職権適用

厚生年金保険の資格喪失届があり、国民年金の資格取得届のない被保険者については、これまで勧奨状を送付して国民年金の資格取得を促しているが、社会保険オンラインシステムで保有している厚生年金の加入情報や共済組合から資格情報を受けることにより、国民年金の未加入者をシステム的に把握し職権適用を実施することについて、検討する。（被用者年金制度の一元化を踏まえて実施）。

エ 届書等の電子媒体化（電子申請利用を含む）の推進

(ア) 事業主からの届書等

事業主から受理する政府管掌健康保険・厚生年金保険の適用関係の届書については、年金手帳の添付省略及び社会保険労務士の提出代行を活用した利用促進策の実施により磁気媒体化及び電子申請での届出を推進し、該当する届書についての磁気媒体化率

を、平成 19 年度までに 15%（約 25 万事業所）とする。

(1) 市町村を経由して受け取る届書等

市町村を経由して受け付ける国民年金業務の届書報告書については、市町村独自の様式になっていることから、市町村への協力を要請し、報告書様式の統一を図るとともに、磁気媒体化による双方向の情報提供を実現する仕組み作りを検討する。（平成 18 年度までに結論を得る）。

オ データ更新タイミングの見直し

コンビニエンスストア等からの国民年金保険料収納記録の更新契機を早期化することにより、保険料納付済みの方に対する納付書等の発送誤りを減少させる。（平成 22 年度実施）

なお、年金支払の迅速化については、年金給付システムのオープン化実施時に向けて引き続き検討する。

(4) 収納率向上に向けた体制整備

平成 15 年 8 月に開催された「国民年金特別対策本部会議」（本部長 厚生労働大臣）において、国民年金保険料の納付率を、平成 19 年度までに 80% に引き上げることが決定され、この実現に向けた体制整備を図る。

ア 収納体制の強化

国民年金の保険料収納業務については、市町村からの税情報の取得等により国民年金保険料の長期未納者への強制徴収業務等の取り組みを強化する。また、政府管掌健康保険・厚生年金保険については、未加入事業所の職権適用、保険料の滞納整理を強化する。

これらの、収納体制強化のため、年間延べ約 52 万人日分（試算値）の業務量を振り当てる。

イ 収納率向上に向けた施策

収納体制の強化に加え、さらに、クレジットカードによる保険料納付、免除申請手続きの簡素化（平成 18 年度実施）、口座振替の利便性の向上（平成 20 年度実施）などの施策を実施する。これにより被保険者の様々なライフスタイルに合わせた保険料を納めやすい環境を整備する。

(5) 国民サービスの向上

国民のニーズに的確に対応した年金相談体制やサービスを積極的に展開する。これにより、わざわざ社会保険事務所へ来所するなどの国民の負担を軽減するとともに、必要なサービスが十分受けられるようにする。

ア コールセンター機能の充実

これまで、中央年金相談室の電話相談ブースの増設及び全国のコールセンターのネットワーク化を実施しているが、中央年金相談室と全国のコールセンターについて平成19年度から順次集約化を進め、総合コールセンター等を整備することにより、さらに効率化と機能の充実を図る。

イ 被保険者への情報提供の充実

これまで国民年金第一号被保険者を対象として、社会保険料控除証明書の送付に併せた年金加入状況のお知らせや、インターネットを活用した年金加入状況提供等に取り組んできているが、さらに、平成20年度にポイント制（保険料納付実績とそれに基づく年金額の見込みを行政側から定期的に通知する仕組み）を導入する。これにより、年金加入記録を簡便に確認することを可能とする。また、年金カード導入を検討する。

ウ 相談窓口の充実

これまで、毎週月曜日の相談窓口の開設時間延長、第2土曜日等の相談窓口開庁及び総合相談室の設置による社会保険事務所内のワンストップサービス（適用、保険料収納及び政府管掌健康保険の保険給付に係る総合窓口）を実施しているが、これを継続するとともに、定期的なアンケート調査を実施し、利用者ニーズの把握と継続的なサービス向上に取り組む。これにより国民のニーズに応じた年金相談窓口を実現する。

エ 届書様式の共通化及び通知書等の見直し

これまで、通知書の見直しに関しては、送付件数の多いものから順次見直しを実施し、通知書に関するガイドラインを策定するなど取り組みを行っているが、さらに、消費生活アドバイザー等によるモニター制度を試行実施するとともに、年金見込額試算帳票の改善を行う（平成18年度実施）。また、届書様式の統一化については、これまでの都道府県毎に異なる様式の統一化の取り組みを継続する。（平成18年度までに完了）。

さらに、記録管理システムのオープン化に併せて、通知書・届書等の統廃合を行うとともに、通知書の抜本的な見直しを行う（平成22年度実施）。これによりわかりやすい通知書・届書を実現する。